

災害時等における段ボール製品の提供に関する協定

中央市（以下「甲」という。）と株式会社甲府大一実業（以下「乙」という。）とは、災害時等における段ボール製品の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中央市において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲の要請により乙が避難所等へ段ボール製品を提供することにより、被災者等の避難生活の負担軽減及び生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等に段ボール製品を調達する必要があると判断した場合は物資供給要請書（様式第1号）により、乙に対し必要枚数・日時・場所等を明示し、協力を要請するものとする。

2 要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力活動の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、可能な範囲において、段ボール製品の提供に努めるものとする。

2 次に掲げる作業については、その都度甲乙協議の上、協力して行うものとする。

（1）避難所等までの段ボール製品の輸送。

3 乙は輸送終了後、速やかに物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第4条 乙が甲に提供する段ボール製品の対価及び輸送等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の物資の対価及び輸送等の費用については、災害発生時の直近の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が第3条の規定による輸送を行う場合は、当該輸送に使用する車両を緊急車両として通行できるよう支援するものとする。

（連絡調整）

第6条 甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、平時より連絡調整を行うものとする。

（災害時の連絡）

第7条 甲及び乙は、この協定に規定する事項を円滑に実施するため、災害時の連絡先等について（様式第3号）により情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

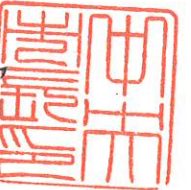
第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定解除の申し出がない限り、その効力は持続するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和7年12月11日

甲 山梨県中央市臼井阿原301-1
中央市
中央市長 

乙 山梨県中央市布施358
株式会社 甲府大一実業
代表取締役社長

青島 安成 